

白石市益岡公園野球場広告掲出募集要項

1. 募集概要

益岡公園野球場では、内野及び外野のラバーフェンスに常設広告を募集しています。

この要項は、白石市益岡公園野球場広告掲出実施要領（令和7年白石市告示第 号）に定めるほか、当該募集について、必要な事項を定めるものとします。

2. 益岡公園野球場の施設概要

- (1) 所在地：白石市益岡町 地内
- (2) 規模等：両翼 93m・中堅 115m・クレア舗装
- (3) 利用者数：8,096人(令和5年度実績)

3. 募集する広告掲出の内容

募集する広告掲出の内容は、次のとおりとします。

- (1) 掲出場所は益岡公園野球場内の内野及び外野のラバーフェンスで指定する場所（全30区画）とし、サイズは縦 0.8m×横 5.8mとします。
- (2) 広告の内容は、企業名、商品名、商標、キャッチフレーズ、ロゴマークとするほか、白石市広告掲載要綱第3条に規定する各号のいずれにも該当しないものとします。
- (3) 応募資格を有するのは、白石市広告掲載基準第5条に規定する規制業種又は事業者に該当しない法人又は個人事業主とします。
- (4) 広告の作成、掲出、維持管理、修繕又は原状回復等にかかる費用は、広告主の負担とします。

4. 広告表示の材質について

薄黄色を基調とした文字で構成し、再剥離タイプのシール状のもので、ラバーフェンスに密着させてください。

太陽光・照明灯による光の反射によって競技及び周囲に支障をきたす仕上げは禁止とします。長期間の設置に耐えうる材質としてください。

5. 広告の掲出期間

広告の掲出許可期間は年度単位とします。

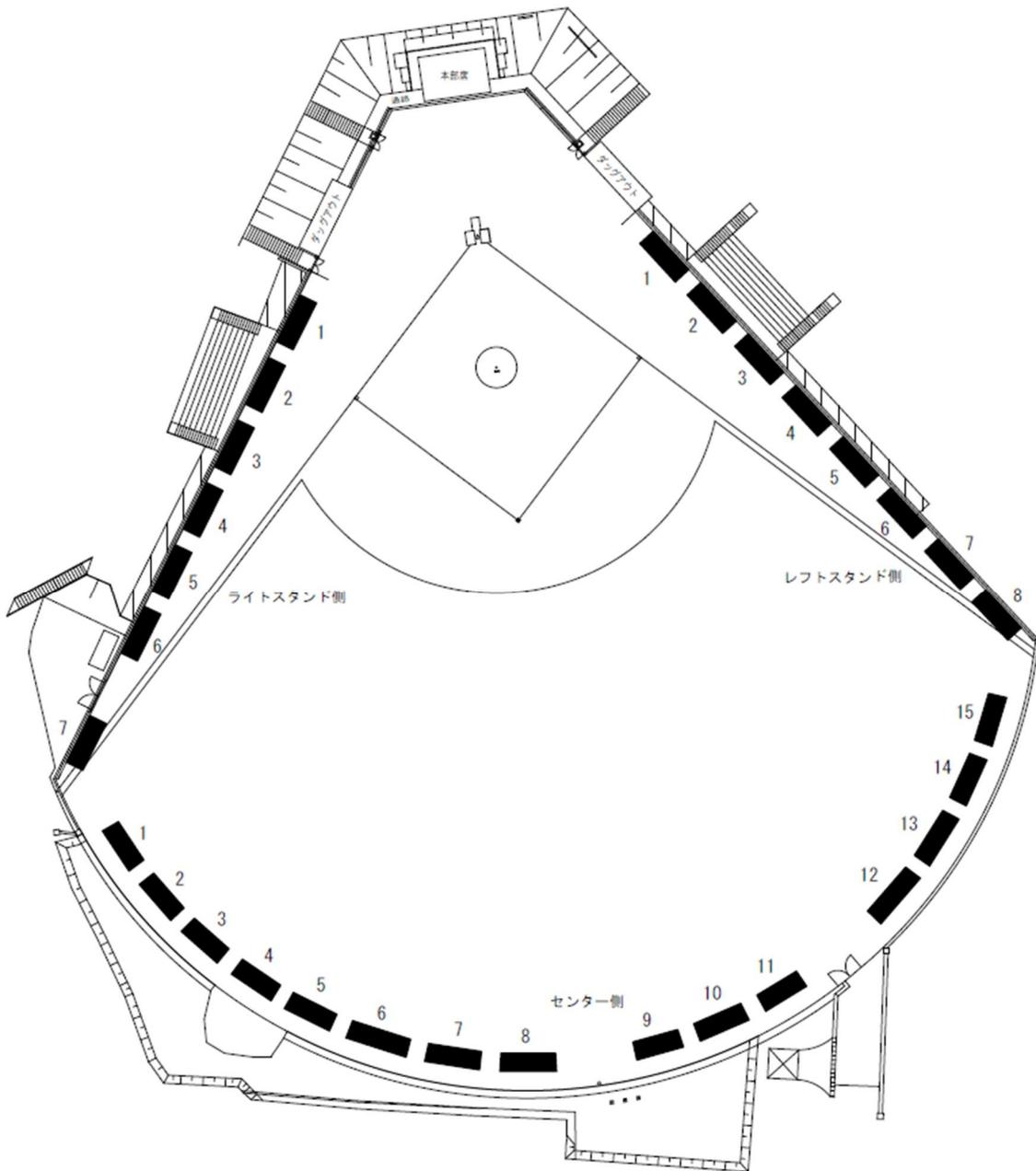
期間満了30日前までに広告物の掲出中止の申し出がない場合は、引き続き、許可を1年間自動更新するものとします。

6. 広告掲出料及び販売区画

1区画の掲出料は下記の表とします。

ライトスタンド側 (7区画)	年額60,000円
レフトスタンド側 (8区画)	
センター側 (15区画)	年額96,000円

ただし、1年に満たない場合は月割で計算し、1月未満の端数あるときは、1月として計算した料金とします。



7. 申込方法

広告の掲出を希望する場合は、益岡公園野球場広告掲出申込書（様式第1号）に広告のデータを添付して、広告を掲出しようとする月の2か月前までに下記申込み先に提出してください。

8. 広告掲出の決定方法

申込のあった広告について、市が定める広告掲載要綱等関係規定に基づき審査し、広告主を決定します。なお、希望する区画は先着順とします。

9. 広告掲出料について

広告掲出料は、納付期限内に年度分を一括納入してください。また、納付された掲出料は原則返還しません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付するものとします。

- (1) 市の都合により広告を掲出することができなくなったとき。
- (2) 市長が正当な事由があると認めたとき。

10. その他

広告掲出期間内に広告の破損等が生じた場合は、広告主の負担において修繕するものとします。

11. 申込み及び問い合わせ先

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

白石市 建設部 都市創造課 公園施設係

電話0224-22-1325